

旅費制度の改正について

1 趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部が改正されたことを踏まえ、これに準じた対応をするため、職員の旅費に関する条例（昭和 34 年 7 月文京区条例第 30 号）の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 旅費の種類及び内容を見直し、一部の種類を除き実費を支給
- (2) 内国旅行の旅費について、近接地内旅費及び近接地外旅費の区分を廃止
- (3) 旅費の返納規定の新設
旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、返納を求める規定を新設する。
- (4) 退職者等の旅費等について、新たに規定
現在は特別区人事委員会規則で定められている退職者等の旅費、遺族等の旅費及び死亡手当について、新たに規定する。

【旅費の種類ごとの改正内容】

種 類	現 行	改正後（案）
鉄道賃	特急料金の距離による制限（片道 100 km 以上）あり	特急料金の距離による制限を廃止
その他交通費 （現行：車賃）	鉄道を除く陸路について、実費額又は路程に応じ 37 円/1 km の定額支給	鉄道を除く陸路について、定額支給を廃止し実費支給のみ
宿泊手当 （現行：旅行雑費）	旅行中の通信連絡経費、旅客施設使用料等の諸雑費及び同一市町村地域内の交通実費に充てるため、1 日当たりの定額を支給 〈内国旅行〉 近接地内：200 円（区外、5 時間以上） 近接地外： 日帰りの場合 385 円～1,100 円 宿泊を伴う場合 1,100 円 〈外国旅行〉 1,900 円～3,100 円	夕朝食代を含む諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行にのみ 1 夜当たりの定額を支給 〈内国旅行〉 全国一律 2,400 円 〈外国旅行〉 国ごとに設定 最高額 5,400 円 最低額 3,900 円
宿泊費	1 夜当たりの定額支給	1 夜当たりの上限付き実費支給

(現行：宿泊料)	〈内国旅行〉9,800 円又は 10,900 円 〈外国旅行〉 11,600 円~19,300 円	上限となる宿泊費基準額について 〈内国旅行〉 都道府県ごとに設定 最高額 東京都等 19,000 円 最低額 福島県等 8,000 円 〈外国旅行〉 国・都市ごとに設定 最高額 アメリカ・ボストン 59,000 円 最低額 インドネシア・メダン 8,000 円
包括宿泊費 【新設】	—	バック旅行に要する費用を支給するための旅費として新設
食卓料	定額	廃止
転居費 (現行：移転料)	実費支給 (路程に応じた上限付き)	実費支給 (上限廃止)
着後滞在費 (現行：着後手当)	赴任に伴う移転について、定額 (旅行雑費及び宿泊料の 5 夜分) 支給	5 夜分を限度とし、実際に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の合計額
家族移転費 (現行：扶養親族移転料)	赴任に伴う扶養親族の移転について、必要な交通費、宿泊料等を支給	支給対象の扶養要件を廃止し、同一生計、同居の家族の移転に支給
渡航雑費 (現行：渡航手数料)	外国旅行に伴う予防注射料、旅券の交付手数料等に要する費用を支給	現行に加え、保険料、医薬品や携行品の購入費用、健康診断等にかかる経費等も支給
死亡手当	職務の級に応じて特別区人事委員会規則で規定する定額を支給	職務の級に関係なく、定額を支給

3 関係する条例の改正 (付則による改正)

- (1) 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年 12 月文京区条例第 17 号)
- (2) 文京区長及び副区長給与条例 (昭和 22 年 6 月条例第 7 号)
- (3) 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例 (昭和 31 年 9 月条例第 15 号)
- (4) 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和 31 年 12 月条例第 16 号)

- (5) 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和 50 年 3 月条例第 34 号）
- (6) 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月条例第 18 号）
- (7) 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 12 月条例第 19 号）
- (8) 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年 4 月条例第 14 号）

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日